

NPOを対象とした補助事業等の概要をまとめました。

ぜひご活用ください。

(平成29年度版)

職員宿舎空き住宅・部屋の貸付	1
平成29年度高知県高齢者向け住まい確保対策モデル事業費補助金	2
平成29年度高知県多機能型福祉サービスモデル事業費補助金	5
高知県子ども食堂支援事業費補助金	9
平成29年度高知県安心子育て応援事業費補助金	10
平成29年度高知県出合いのきっかけ応援事業費補助金	11
高知県市町村等消費者行政推進事業費補助金	13
高知県地域の頑張る人づくり事業費補助金	15
高知県産業振興推進総合支援事業費補助金	17
高知県移住促進事業費補助金	20
商店街魅力向上事業費補助金(チャレンジショップ事業)	21
高知県観光拠点等整備事業費補助金	22
こうち山の日推進事業	25
こうち山の日県民参加支援事業	26
森林・山村多面的機能発揮対策支援事業	27
高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金	30
平成29年度豊かな環境づくり総合支援事業費補助金	32

お問合せ先等について

この資料は、高知県が行っている事業のうち、NPO等を対象とした事業について、関係課から県民生活・男女共同参画課に情報提供されたものをまとめたものです。

事業の詳細については、各事業調書の下欄に記載していますお問合せ先へお願いします。

高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	職員宿舎の空き住宅・部屋の貸付
事業の目的	高知県職員住宅の空き部屋・住宅を、NPOを含む県内に主たる事務所を置く公共的団体に貸し付けることにより、空き住宅等の有効活用を図るとともに、県民の地域での支え合いのための非営利活動を支援する。
公開時期	<p>宿舎の入・退去者の情報を整理したうえで、その年度に貸し出し可能な住宅の情報を、県のホームページで随時公開。</p> <p>○総務部職員厚生課のホームページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111001/</p>
留意事項	空き部屋・住宅は現状のままでの貸し付けになります。『住居』としての使用や、短期間(およそ一ヶ月以内)の使用については、お貸しできませんのでご了承ください。
問い合わせ先	<p>○職員宿舎 総務部職員厚生課 福利厚生担当 電話:088-823-9166 FAX:088-823-9206 メールアドレス 111001@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成29年度高知県高齢者向け住まい確保対策モデル事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	住まいの確保に配慮を要する高齢者が地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりのモデルとなる取組みを支援するため、補助対象事業の実施に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。
補助対象事業の概要	<p>以下の条件を満たした高齢者向けの住まいの整備を行う事業とする。</p> <p>(1) 基礎年金程度の収入水準であっても生活できる程度の低廉な家賃であると市町村が認めるものであること。</p> <p>(2) 入居者の日常生活を支援するサービスを利用できる環境が整えられていると市町村が認めるものであること。</p> <p>(3) 居室は個室であり、6世帯以上が入居できるものであること。ただし、市町村が特に認めた場合は、入居定員を4世帯又は5世帯とすることができるものとする。</p> <p>(4) 以下の条件をすべて満たす高齢者を入居対象者とするものであること。ただし、市町村が特に認めた場合は、以下の条件の一部を満たす高齢者を入所対象者とすることができるものとする。</p> <p>ア 要支援認定者、要介護認定者又は基本チェックリスト該当者</p> <p>イ 独居世帯であること又は独居状態であると市町村が認めた者であること。</p> <p>ウ 市町村民税非課税世帯であること又は本人が市町村民税非課税かつ公的年金等の収入金額及び前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であること。</p> <p>(5) 「その他留意事項」に定める区域において、高齢者向けの住まいの整備を行う場合は、第4条第1項に定める補助金等交付申請書の提出前に立地の安全性に係る協議を要するものとする。</p> <p>(6) 建築基準法、消防法その他の関連法令に適合しているとともに、入居者の生命、身体及び財産の保護に十分な配慮がなされた内容であること。</p> <p>なお、住まいの整備の方法は新築、改築、改修の別を問わないものとする。</p>
補助対象事業者の種類	<p>市町村</p> <p>(なお、補助対象事業を行う社会福祉法人、協同組合、特定非営利活動法人又はその他市町村が適当と認めた団体であって、補助対象事業によって整備された住まいを将来にわたって支障なく管理運営する意思と能力があると市町村が認めた者に対して間接補助金を交付する)</p>

補助率・補助額・補助対象経費	<p>1 補助率 4分の1以内 ただし、市町村事業費に国庫補助事業等による特定財源（地方債を除く）が充当されている場合は、当該特定財源を除いた額の4分の1以内とする。</p> <p>2 補助対象経費の基本額 1 施設当たり 5,500,000 円以内 ただし、入居定員が5世帯の場合は1施設当たり4,584,000円以内、入居定員が4世帯の場合は1施設当たり3,667,000円以内とする。</p> <p>3 補助対象経費 補助対象事業の実施に必要な工事費及び工事請負費（これらと同等であると認められる委託費、分担金及び適当であると認められる購入費等を含む。） ただし、以下の経費は補助対象としない。 （1）用地取得又は補償に要する経費 （2）用地の整地に要する経費 （3）建物の設計及び工事の施工監理に要する経費 （4）既存の施設、設備等の撤去に伴う廃棄物の運搬及び処分に関する経費</p>
申請手続き・申請時期	<p>1 申請手続き 高齢者福祉課</p> <p>2 申請時期 予算の範囲内で随時受付</p>
その他留意事項	<p>施設整備を予定する土地の全部又は一部が次の区域内にある場合は事前協議を要する。</p> <p>（1）土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項により別途定めた区域</p> <p>（2）土砂災害特別警戒区域 土砂災害防止法第9条第1項により別途定めた区域</p> <p>（3）急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項により別途定めた区域</p> <p>（4）砂防指定地 砂防法（明治30年法律第29号）第2条により別途定めた区域</p> <p>（5）地すべり防止区域 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項により別途定めた区域</p> <p>（6）津波浸水想定区域 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項によ</p>

	り別途定めた区域 (7) 洪水浸水想定区域 水防法（平成 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項により別途定めた区域
問い合わせ先	地域福祉部高齢者福祉課 担当者名 有澤 電話 088-823-9627 FAX 088-823-9259 メールアドレス 060201@ken.pref.kochi.lg.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成29年度高知県多機能型福祉サービスモデル事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	高齢者をはじめ、子どもや障害者などが地域地域で安心して暮らし続けるための複合的な福祉サービスを提供する施設の取組みを支援するため、補助対象事業の実施に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助対象事業の概要	<p>1. 複合的な福祉サービスを提供するための施設整備 以下の条件を満たした複合的な福祉サービスを提供する施設整備を行う事業とする。</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）における生活介護等、児童福祉法（昭和22年法律第164号）における放課後等デイサービス、小規模保育事業等、市町村が必要と認めるサービスを複合的に実施する。</p> <p>(2) 介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法その他の関連法令に適合しているとともに、利用者の生命、身体及び財産の保護に十分な配慮がなされた内容であること。</p> <p>なお、施設整備の方法は新築、改修の別を問わないものとする。</p> <p>2. 起業や人材育成に資する講座、研修 以下の講座、研修会への参加を対象とする。</p> <p>1 富山型デイサービス起業家育成講座 2 富山型デイサービス職員研修会</p>
補助対象事業者の種類	<p>1. 複合的な福祉サービスを提供するための施設整備 市町村 (なお、補助対象事業を行う社会福祉法人、協同組合、特定非営利活動法人又はその他市町村が適当と認めた団体であって、補助対象事業によって整備された住まいを将来にわたって支障なく管理運営する意思と能力があると市町村が認めた者に対して間接補助金を交付する)</p> <p>2. 起業や人材育成に資する講座、研修 社会福祉法人、協同組合、特定非営利活動法人その他市町村が適当と認めた団体であって、将来的に複合的な福祉サービスを提供する意思と能力があると市町村が認めた者</p>

補助率・補助額・補助対象経費

1. 複合的な福祉サービスを提供するための施設整備

(1) 補助率

2分の1以内

基準額と補助対象経費とを比較し、低い方の額に補助率を乗じて得た(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)を補助する。

ただし、市町村事業費に国庫補助事業等による特定財源(地方債を除く。)が充当される場合は、当該特定財源を除いた額の2分の1以内とする。

(2) 補助対象経費の基準額

1施設当たり

新築 22,000,000円以内

改修 11,000,000円以内

(3) 補助対象経費

補助対象事業の実施に必要な工事費及び工事請負費(これらと同等であると認められる委託費、分担金及び適当であると認められる購入費等を含む。)

ただし、以下の経費は補助対象としない。

①用地取得又は補償に要する経費

②用地の整地に要する経費

③建物の設計及び工事の施工監理に要する経費

④既存の施設、設備等の撤去に要する経費及び撤去に伴う廃棄物の運搬及び処分に要する経費

2. 起業や人材育成に資する講座、研修

(1) 補助率

2分の1以内

ただし、基準額と補助対象経費とを比較し、低い方の額に補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)を補助する。

(2) 補助対象経費の基準額

① 富山型デイサービス起業家育成講座

・参加費：3,500円

・往復交通費：1往復当たり113,020円。ただし、5往復を限度とする。

・宿泊費：1泊当たり7,300円。ただし、6泊を限度とする。

② 富山型デイサービス職員研修会

・参加費：1,000円

・往復交通費：1往復当たり113,020円。ただし、3往復を限度とする。

・宿泊費：1泊当たり7,300円。ただし、3泊を限度とする。

	<p>(3) 補助対象経費</p> <p>①富山型デイサービス起業家育成講座の参加費及び参加に係る往復交通費、宿泊費</p> <p>②富山型デイサービス職員研修会の参加費及び参加に係る往復交通費、宿泊費</p>
申請手続き ・申請時期	<p>1 申請手続き 高齢者福祉課</p> <p>2 申請時期 予算の範囲内で随時受付</p>
その他留意事項	<p>1. 複合的な福祉サービスを提供するための施設整備</p> <p>(1) 下記に定める区域において、複合的な福祉サービスを提供する施設整備を行う場合は、第4条第1項に定める補助金等交付申請書の提出前に立地の安全性に係る協議を要するものとする。</p> <p>①土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項により別途定めた区域</p> <p>②土砂災害特別警戒区域 土砂災害防止法第9条第1項により別途定めた区域</p> <p>③急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項により別途定めた区域</p> <p>④砂防指定地 砂防法（明治30年法律第29号）第2条により別途定めた区域</p> <p>⑤地すべり防止区域 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項により別途定めた区域</p> <p>⑥津波浸水想定区域 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項により別途定めた区域</p> <p>⑦洪水浸水想定区域 水防法（平成24年法律第193号）第14条第1項により別途定めた区域</p> <p>(2) 高知県高齢者向け住まい確保対策モデル事業費補助金との併用をする場合は、(3)による面積按分により補助対象事業費を各々確定し、別々に補助の申請を行う。</p> <p>(3) 高齢者向け住まいと合築する場合は、各区分の面積から面積按分比率を算</p>

	出し、全体工事費に乗じて、用途別の補助対象事業費を確定させる。
問い合わせ先	地域福祉部高齢者福祉課 担当者名 有澤 電話 088-823-9627 FAX 088-823-9259 メールアドレス 060201@ken.pref.kochi.lg.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県子ども食堂支援事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	食事の提供を通じて、子どもや保護者の居場所となるとともに、保護者の孤立感や負担感を軽減する場、地域における見守りの場としての機能が期待される「子ども食堂」の取組を県内全域に普及・定着させる。
補助対象事業の概要	別紙参照
補助対象事業者の種類	高知家子ども食堂登録制度実施要綱による登録制度に基づき、登録された「高知家子ども食堂」の設置及び運営を行うもの。(市町村以外)
補助率・補助額・補助対象経費	<p>・子ども食堂開設経費（定額）</p> <p>①子ども食堂を開設する際に要する経費 1箇所当たり100,000円</p> <p>②子ども食堂を開設する際に施設等の改修等を実施する場合、回収等に要する経費(改修費単独で10万円を超える場合に限り) 1箇所当たり150,000円</p> <p>・子ども食堂運営支援経費（定額）</p> <p>子ども食堂の運営に要する経費 1回当たり6,500円</p> <p>(ただし、定期的で開催する場合は月4回、公立小学校の長期休暇期間に開催する場合は週(月～日)3回を上限とする。なお、定期開催と長期休暇期間開催が同一週に重なった場合は、週3回を上限とする。)</p>
申請手続き・申請時期	高知家子ども食堂登録制度により、高知家子ども食堂の設置者及び運営者として登録されたあと随時。
その他留意事項	子ども食堂開設経費については、子ども食堂1箇所につき、①又は②のいずれか1回のみとする。
問い合わせ先	<p>地域福祉部 児童家庭課 担当者名 吉井、掛水</p> <p>電話 088-823-9637 FAX 088-823-9658</p> <p>メールアドレス 060401@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成29年度 高知県安心子育て応援事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境づくりを進める
補助対象事業の概要	(1)臨時託児室の設置事業 ※面積、保育士等の配置基準あり (2)主に就学前の子どもがいる子育て家庭を対象としたイベント等開催事業
補助対象事業者の種類	(1)県または、県教育委員会の講演を受けた後援会を開催する主催者 (2)「子育てサークル等のネットワークづくり要領」により、県に登録している子育てサークル
補助率・補助額・補助対象経費	(1) 定額(上限10万円) 臨時託児室の設置に必要な保育者への謝金及び旅費、役務費(保険料)、使用料(布団や遊具のリース料、臨時託児室会場使用料等)(飲食に係るものを除く) (2) 定額(上限30万円) イベント開催に必要な外部講師への謝金及び旅費、役務費(保険料、郵送料等)、需用費(印刷製本費、消耗品費等(飲食に係るものを除く)、使用料(会場借上料等) ※子育てサークルの内部の者に対する謝金及び旅費、補助事業終了後も子育てサークルの財産となる備品購入費、領収書の提出ができないもの(外部講師の交通費を除く)は補助対象外
申請手続き・申請時期	(1)、(2)予算の範囲内で随時
その他留意事項	
問い合わせ先	地域福祉部 児童家庭課 担当者名 宮川 電話 088-823-9641 FAX 088-823-9658 メールアドレス 060401@ken.pref.kochi.lg.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成29年度高知県出合いのきっかけ応援事業費補助金												
事業種別	補助事業												
事業の目的	少子化対策の一環として、出合いや結婚への支援を望んでいる独身者の希望を叶えるため、「高知家の出合い・結婚・子育て応援団」として登録されている団体が実施する「出合いのきっかけ応援事業」のうち、知事が認める事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。												
補助対象事業の概要	市町村若しくは複数の市町村が中心となって組織する協議会又は民間の非営利団体が、県内に在住し、若しくは在勤し、又は将来高知県に住む希望がある20歳以上の独身者を対象に、1回のイベントにつき、公募により募集定員20名以上で実施する「高知家の出合い・結婚・子育て応援団等イベント実施要領」に基づいた交流事業												
補助対象事業者の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に活動の本拠地を有し、補助事業を実施する体制が確保されていること。 ・ 団体として独立した経理を行っていること。 ・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと、かつ、特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、指示又は反対をすることを目的とした団体でないこと。 ・ 暴力団でないこと。また、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。 ・ 個人情報適切に管理できること。 												
補助率・補助額・補助対象経費	<p>【補助率】 定額</p> <p>【補助要件、補助限度額、補助対象経費】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助要件 (イベント実施回数)</th> <th style="text-align: center;">補助限度額</th> <th style="text-align: center;">補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1回以上</td> <td style="text-align: center;">25万円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">報償費、旅費、需用費(食糧費及び 賄材料費を除く。)、役務費、委託料 並びに使用料及び賃借料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3回以上</td> <td style="text-align: center;">30万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5回以上</td> <td style="text-align: center;">35万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【募集事業数】 20事業程度</p>			補助要件 (イベント実施回数)	補助限度額	補助対象経費	1回以上	25万円	報償費、旅費、需用費(食糧費及び 賄材料費を除く。)、役務費、委託料 並びに使用料及び賃借料	3回以上	30万円	5回以上	35万円
補助要件 (イベント実施回数)	補助限度額	補助対象経費											
1回以上	25万円	報償費、旅費、需用費(食糧費及び 賄材料費を除く。)、役務費、委託料 並びに使用料及び賃借料											
3回以上	30万円												
5回以上	35万円												
申請手続き・申請時期	<p>【申請手続き】 事前確認票提出後、補助金交付申請書により申請</p> <p>【申請時期】 H29.4～H30.2(予定)(※予算額に達した時点で受付終了)</p>												
その他留意事項	申請にあたっては、「高知家の出合い・結婚・子育て応援団」への登録が条件												

問い合わせ先	地域福祉部少子対策課 担当者名 宇都宮 電話 088-823-9717 FAX 088-823-9658 メールアドレス 060501@ken.pref.kochi.lg.jp
--------	--

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県市町村等消費者行政推進事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	消費者を取り巻く環境が複雑・多様化する中で、悪質商法の被害を被ったり、商品事故等に巻き込まれたりする消費者被害を防ぐために、地域の実情に合わせて、県内の消費者団体等が取り組む消費者への普及・啓発や消費者の自立のための学習活動などの事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助対象事業の概要	<p>一般消費者に対する消費生活に関する情報提供や啓発の実施、契約・食・環境等暮らしに関する様々な問題についての学習活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会開催 ・啓発チラシ作成及び配布 ・寸劇 ・勉強会 など
補助対象事業者の種類	<p>以下の要件のすべてに該当する団体、グループ、サークル等</p> <p>(1) 県内に所在し、県内で消費生活に関し継続して活動していること。</p> <p>(2) いわゆる宗教活動、政治活動、選挙活動及び営利活動を目的としないこと。</p>
補助率・補助額・補助対象経費	<p>1 補助率 10分の10</p> <p>2 補助対象経費の限度額 補助金額1団体あたり50万円を上限とし、10万円を下限とする。(1,000円未満の端数は切り捨て。) 団体構成員の人件費及び事務費等、経常的な運営費は補助対象外。</p> <p>3 補助対象経費 報償費、旅費、需用費(消耗品、印刷製本費)、委託料、役務費、使用料及び賃借料</p>
申請手続き・申請時期	<p>第1回目の補助対象募集 平成29年5月10日(水)～平成29年6月30日(金)の午後5時到着分まで(採択団体の決定は審査による。) 第1回目の募集で、予算額に達しなかった場合は、別途追加募集実施予定。</p>
その他留意事項	<p>補助金詳細(補助金交付要綱、募集要領、審査要領等)については、県民生活・男女共同参画課ホームページでご確認ください。</p> <p>http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/</p>

問い合わせ先	文化生活的スポーツ部 県民生活・男女共同参画課 担当者名 笠木 電話 088-823-9653 FAX 088-823-9879 メールアドレス 141601@ken.pref.kochi.lg.jp
--------	--

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県地域の頑張る人づくり事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	産業振興や地域振興の取り組みを牽引する意欲ある担い手を地域が育成する仕組みづくりを応援することで、地域での新たな挑戦を促すことを目的とします。
補助対象事業の概要	<p>産業振興や地域振興の取り組みを牽引する意欲ある担い手を育成するために、地域が主体となって実施する研修事業、又は当該研修事業の効果を高めるために必要な視察事業であって、次の要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 産業振興や地域振興に関する任意のテーマで開催する3回以上の連続講座であること。</p> <p>(2) 3名以上の受講者(同一の者)が連続講座の全ての回に出席すること。</p> <p>(3) 視察研修の実施にあたっては、講師が同行し、視察ポイントの解説を行う等により、その効果が十分に確保できるものであること。</p>
補助対象事業者の種類	<p>市町村等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、一部事務組合、広域連合等 <p>地域団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、公益社団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、観光協会等 <p>任意団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同体、協議会、グループ等 <p>※任意団体とは、3以上の個人又は法人で構成される法人格のない団体。 ※任意団体が事業実施主体の場合は、市町村を通じた間接補助とする。</p>
補助率・補助額・補助対象経費	<p>補助率:</p> <p>① 研修会の開催経費: 定額(市町村が事業実施主体となる場合は2/3以内)</p> <p>② ①の研修効果を高めるために必要な視察研修の経費: 1/2以内</p> <p>補助限度額: 1事業あたり3,000千円(但し、視察研修に係る経費は補助対象経費の総額の1/4以内)</p>
申請手続き ・申請時期	随時受付(但し予算の範囲内)
その他留意事項	<p>詳細は、計画推進課HPをご覧ください。</p> <p>http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/</p>

<p>問い合わせ先</p>	<p>産業振興推進部 計画推進課 担当者名 田所 電話 088-823-9334 FAX 088-823-9255 メールアドレス 120801@ken.pref.kochi.lg.jp 又は、 産業振興推進地域本部 安芸地域本部 電話 0887-34-1270 FAX 0887-34-1271 物部川地域本部 電話 0887-57-0015 FAX 0887-57-0016 高知市地域本部 電話 088-872-5885 FAX 088-872-5887 嶺北地域本部 電話 0887-70-1015 FAX 0887-70-1016 仁淀川地域本部 電話 088-852-7256 FAX 088-852-7257 高幡地域本部 電話 0889-40-0205 FAX 0889-40-0206 幡多地域本部 電話 0880-35-8616 FAX 0880-35-8617</p>
---------------	--

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県産業振興推進総合支援事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	高知県産業振興計画を効果的に実行するため、商品の企画・開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組、観光産業の振興に資する取組等を総合的に支援することを目的とします。
補助対象事業の概要	<p>補助金の交付の対象となる事業は、地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) ステップアップ事業</p> <p>ア 県が定める産業人材の育成事業を受講した者が実施する取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>イ 事業等の立ち上げ段階又は試行段階にある取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(2) 一般事業</p> <p>ア 本県の産業振興に資すると認められる事業(一般事業(通常分))</p> <p>イ アに掲げる事業のうち、産業振興計画で目指す、現状を変えようとする次に掲げるいずれかの取組であって、地域の雇用創出、所得向上等地域への経済波及効果が高い取組として知事が別に定める要件を満たす事業(一般事業(特別分))</p> <p>(ア) 地域資源の付加価値を高める取組</p> <p>(イ) 新たなビジネス手法の導入又は仕組みづくりに向けた取組</p> <p>(ウ) 新分野・新事業への進出に向けた取組</p> <p>(3) 特別承認事業</p> <p>国の補助事業若しくは国の外郭団体が国からの補助金を原資に実施する事業又は県の他の補助事業を活用して実施する事業のうち、補助目的に合致し、(2)のイに該当すると認められる事業</p>
補助対象事業者の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村、一部事務組合 ・ 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合 ・ 特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人 ・ 特定非営利活動法人 ・ 中小企業者(個人事業者含む)、中小企業団体 など

補助率・補助額・補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステップアップ事業 補助率:1/2以内 補助額:下限100千円 上限2,000千円 補助対象経費:商品及び技術の開発等のために必要な経費等(ハード事業を除く) ※最長3年間のうちで、複数回の利用が可能 ・ 一般事業(通常分) 補助率:1/2以内 補助額:上限50,000千円 ※別途要件を満たす場合は、50,000千円の加算措置あり(拡大再生産加算(クラスター加算、外商加算)、拠点加算)。 補助対象経費:商品及び技術の開発等のために必要な経費等 ・ 一般事業(特別分) 補助率:2/3以内(但し、企業等のハード事業については1/2以内) 補助額:上限50,000千円 ※別途要件を満たす場合は、50,000千円の加算措置あり(拡大再生産加算(クラスター加算、外商加算)、拠点加算)。 補助対象経費:商品及び技術の開発等のために必要な経費等 ・ 特別承認事業 補助率:2/3以内 補助額:上限50,000千円 補助対象経費:補助を受けようとする国等の事業の規定によります。
申請手続き・申請時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般事業及び特別承認事業は、高知県産業振興推進総合支援事業費補助金審査会(原則として月1回開催)で、事業の適格性等について審査を受けていただく必要があります。 ・ 詳細は、計画推進課HPをご覧ください。 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、市町村を通じた間接補助ですので、市町村の予算措置が必要です。 ・ 詳細は、計画推進課HPをご覧ください。 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/
問い合わせ先	<p>産業振興推進部 計画推進課 担当者名 川野、高田 電話 088-823-9333 FAX 088-823-9255 メールアドレス 120801@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>又は、 各地域産業振興監駐在所 安芸地域 電話 0887-34-1270 FAX 0887-34-1271 物部川地域 電話 0887-57-0015 FAX 0887-57-0016 高知市地域 電話 088-872-5885 FAX 088-872-5887</p>

	嶺北地域 電話 0887-70-1015 FAX 0887-70-1016 仁淀川地域 電話 088-852-7256 FAX 088-852-7257 高幡地域 電話 0889-40-0205 FAX 0889-40-0206 幡多地域 電話 0880-35-8616 FAX 0880-35-8617
--	---

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県移住促進事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	移住を促進することにより地域の活性化に繋げる
補助対象事業の概要	<p>■NPO等支援事業(ソフト事業)</p> <p>(1)受入体制の整備(例:空家調査)</p> <p>(2)PR活動の実施(例:移住相談会への参加、移住専用ホームページの開設)</p> <p>(3)その他、移住促進に効果が認められる事業(例:移住体験ツアーの実施)</p> <p>■市町村支援事業(ハード事業)</p> <p>移住、中長期滞在を促進するためのハード整備 (例:お試し滞在住宅用のための住宅改修)</p> <p>※市町村がNPOへ補助する費用に対して、県が市町村へ補助する</p>
補助対象事業者の種類	<p>■NPO等支援事業(ソフト事業)</p> <p>(1)NPO※県内に事務所を有する特定非営利活動法人</p> <p>(2)NPO,民間企業、市町村等で構成する協議会</p> <p>■市町村支援事業(ハード事業)</p> <p>市町村(ただし当該市町村で補助事業がある場合に限る)</p>
補助率・補助額・補助対象経費	<p>■NPO等支援事業(ソフト事業)</p> <p>(補助率) 定額 (補助限度額) 500千円</p> <p>(補助対象経費) 上記事業にかかる経費</p> <p>■市町村支援事業(ハード事業)</p> <p>(補助率) 2分の1以内 (補助限度額) 30,000千円</p> <p>(補助対象経費) 上記事業にかかる経費</p>
申請手続き・申請時期	<p>(申請手続き)</p> <p>■NPO等支援事業(ソフト事業) 県へ申請</p> <p>■市町村支援事業(ハード事業) 市町村へ申請(ただし当該市町村で補助事業がある場合に限る)</p> <p>(申請時期)</p> <p>■NPO等支援事業(ソフト事業)・市町村支援事業(ハード事業) 随時</p>
その他留意事項	<p>詳しくは移住促進課のHPをご覧ください。</p> <p>http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120301/</p>
問い合わせ先	<p>産業振興推進部 移住促進課 担当者名 山本 秀晃</p> <p>電話 088-823-9755 FAX 088-823-9258</p> <p>メールアドレス 120301@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	商店街魅力向上事業費補助金(チャレンジショップ事業)
事業種別	補助事業 委託事業 ○○事業
事業の目的	商店街等の空き店舗を活用し、新規開業希望者の育成や出店支援を行おうとする商店街振興組合等の商工団体等を支援し、商店街の賑わい創出や活性化につなげることを目的としています。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>新規開業希望者が将来の開業を目指し、お試し開業ができる施設(チャレンジショップ)を開設する取組みで、商工団体等が実施する以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジショップの運営 ・チャレンジショップに出店し、その店舗を運営するチャレンジャーの募集及び育成 ・チャレンジャーのチャレンジ期間終了後の商店街への出店支援 ・チャレンジショップを活用して行う商店街の活性化を図る事業
補助(委託等)対象事業者の種類	商工団体等:商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合、商店街振興等の取組みを進めるNPO
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>【補助率】 補助対象経費の3分の2以内</p> <p>【補助対象経費】 チャレンジショップの運営等に係る職員の賃金、社会保険料等の法定福利費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、修繕費並びに旅費</p>
申請手続き・申請時期	随時
その他留意事項	まずは、ご相談ください。
問い合わせ先	<p>商工労働部 経営支援課 担当者名 飯田 聖子</p> <p>電話 088-823-9679 FAX 088-823-9138</p> <p>メールアドレス 150401@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県観光拠点等整備事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	地域が主体となった全国からの誘客につながる観光地づくりを推進するため、観光拠点の整備及び観光資源の発掘、磨き上げ等の取組を総合的に支援することを目的とします。
補助対象事業の概要	<p>補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 観光拠点整備事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置づけられた取組又はこれに準ずると認められる取組であって、全国から人を呼ぶことができる広域観光の核となる観光拠点の整備又は観光客の滞在日数、観光消費の拡大等、地域での観光振興の底上げにつながるもの 2 観光商品磨き上げ事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置づけられた取組又はこれに準ずると認められる取組であって、既存の観光商品の更なる磨き上げ又は新たな観光商品の創出等、観光客の増加を図るもの 3 観光資源創出支援事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置づけられた取組又はこれに準ずると認められる取組のうち事業等の立ち上げ段階若しくは試行段階にある取組 4 広域観光圏二次交通支援事業 観光客の利便性を高め、2市町村以上の主要観光地を貸切バスを用いて周遊する、募集型企画旅行の実施に係る取組 5 地域観光クラスター化支援事業 地域において事業者が連携して周遊化や事業規模の拡大に向けた地域観光クラスターを形成する取組
補助対象事業者の種類	<p>補助対象事業1～4: 市町村、一部事務組合、広域連合 補助対象事業5: 「土佐の観光創生塾」の受講者</p>

補助事業	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 観光拠点整備事業	市町村、一部事務組合又は広域連合(以下「市町村等」という。)	市町村等又は市町村等の長が補助を行う団体	1 体験・滞在型の観光の推進に必要な施設、設備等の経費 2 既存の観光商品の磨き上げに係る経費 3 1及び2に掲げるもののほか、新たな観光商品の創出等観光客の増加が図られる取組に係る経費	10分の6以内 (営利性が強いと判断される案件の場合におけるハード事業は、2分の1以内)	1補助事業当たり 3億円 (ただし、別途定める要件を満たした場合は、1補助事業当たり6億円とする。)
2 観光商品磨き上げ事業				2分の1以内	1補助事業当たり 5,000万円
3 観光資源創出支援事業			観光客の増加が図られる取組の立ち上げ段階若しくは試行段階にある取組に係る経費	2分の1以内	1市町村等当たり 10万円以上 200万円以下
4 広域観光圏二次交通対策支援事業			観光地の周遊性を高めるために必要な二次交通の運行支援に係る経費	3分の1以内	1補助事業当たり 400万円

補助率・補助額・補助対象経費

	5 地域観光 クラスター化 支援事業	「土佐の 観光創 生塾」の 受講者 (事業実 施年度 以前講 を受講 をむ。 以下講 「受講 者」と いう。)	受講者 及び受 講者と 地域観 光クラ スター を形成 する事 業者(た だし、 体験 プログラ ムの提 供・販 売がで き事 業者1 者以上 含まれ ること。)	受講者が中心となり2事 業者以上が連携して周遊 化や事業規模拡大に向け た地域観光クラスターを形 成する取組に必要な経費	2分の1以内	1補助事業当 たり 50万円以上 200万円以下
申請手続き ・申請時期	申請手続き:所定の様式により、補助対象事業者を通じて申請手続きを行っていただきます。 申請時期:補助対象事業者に随時お知らせします。					
その他留意 事項	・補助対象事業1～4については、市町村、一部事務組合又は広域連合を通じた間接補助ですので、当該団体の予算措置が必要です。 ・「土佐の観光創生塾」の受講を希望される方は、別途地域観光課までご連絡ください。					
問い合わせ 先	観光振興部地域観光課 担当者名 田尻 電話 088-823-9706 FAX 088-823-9256 メールアドレス 020601@ken.pref.kochi.lg.jp					

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	こうち山の日推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	「こうち山の日」に関する普及啓発事業及び森の案内人の養成に取り組む団体等に対し補助する。
補助対象事業の概要	<p>ア 森づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 間伐 ② 環境整備 ③ 植栽 ④ 竹林整備 <p>イ 木使い</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 木工 ⑥ 木材普及 <p>ウ 森林体験と教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 森林体験 ⑧ 森林環境教育 ⑨ 山の一日先生派遣
補助対象事業者の種類	市町村等又は高知県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体
補助率・補助額・補助対象経費	<p>(1)定額、10/10以内(事業実施主体が市町村等の場合は1/2以内)</p> <p>(2)補助限度額</p> <p>上段のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①から⑧にあつては250千円以内 ⑨にあつては750千円以内
申請手続き・申請時期	所定の様式により、5月末までに(公社)高知県森と緑の会へ事業計画書を提出 企画選定委員会において、事業計画書を審査のうえ選定
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名 亀川</p> <p>電話088-821-4586 FAX088-821-4576</p> <p>メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	こうち山の日県民参加支援事業
事業種別	委託事業
事業の目的	「こうち山の日」の制定趣旨に基づき、県民が参加可能な森林保全ボランティア活動を実施し、県民が森づくりに参画しやすい環境を創出する。
委託対象事業の概要	こうち山の日ボランティアネットワークに当事業を委託。 当ネットワークに所属する森林保全ボランティア団体が、事業の目的に沿った森林保全ボランティア活動を実施した場合、指導にかかる賃金、保険料等を当該委託料から支払う。
委託対象事業者の種類	こうち山の日ボランティアネットワークに加盟する任意団体
補助率・補助額・補助対象経費	定額、10/10以内
申請手続き・申請時期	こうち山の日ボランティアネットワーク((一社)高知県山林協会内)に申請
その他留意事項	
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名 東 電話088-821-4586 FAX088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	森林・山村多面的機能発揮対策支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	里山林の保安全管理や資源を利用する活動を支援する国の森林。・山村多面的機能発揮対策交付金による地域の取組を支援する。
補助対象事業の概要	(公社)高知県森と緑の会に当事業を補助。 事業の目的に沿った事業計画を(公社)高知県森と緑の会に申請し、審査のうえ選定された団体に対して事業実施に要した総事業費の一部を、当該補助金から支払う。
補助対象事業者の種類	市町村等又は高知県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体
補助率・補助額・補助対象経費	<p>①活動推進費(初年度のみ) 現地の林況調査、活動計画に基づく取組に関する話し合い、研修等 15万円</p> <p>②地域環境保全タイプ(里山林保全:雑草木の刈払い・集積・処理等) 16万円/ha</p> <p>③地域環境保全タイプ(進入竹除去・竹林整備:竹、雑草木の伐採・搬出・処理等) 38万円/ha</p> <p>④森林資源利用タイプ:木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木等のための未利用資源の伐採・搬出・加工等 16万円/ha</p> <p>⑤森林機能強化タイプ:作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等 1千円/m</p> <p>⑥教育・研修活動タイプ:森林環境教育、森林レクリエーション等 5万円/回(12回(60万円)を上限とする。)</p> <p>原則、上記メニューの総事業費の1/8以内</p>
申請手続き・申請時期	所定の様式により、5月末までに(公社)高知県森と緑の会へ事業計画書を提出 企画選定委員会において、事業計画書を審査のうえ選定
その他留意事項	
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名 亀川 電話088-821-4586 F A X 088-821-4576 メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

■財政的な支援

3 支え合い活動 ⇄ 1 生活基盤づくり ⇄ ⑥ その他

○森林・山村多面的機能発揮対策交付金

事業の目的	森林の有する多面的機能を発揮させるために、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保全管理や山村活性化の取り組みに対して支援する。
補助先	活動組織（地域住民が森林所有者やNPO法人等の合意により設置する民間共同組織）
補助率	定額（ただし、⑦のみ購入額の1/2以内、一部1/3以内）
補助対象事業	里山保全活動、森林資源や森林を利用する活動等
事業実施主体	活動組織
補助限度額	<p>①活動推進費（初年度のみ） 現地の林況調査、活動計画に基づく取組に関する話し合い、研修等 112.5千円</p> <p>②地域環境保全タイプ（里山林保全：雑草木の刈払い・集積・処理等） 120千円/ha</p> <p>③地域環境保全タイプ（進入竹除去・竹林整備：竹、雑草木の伐採・搬出・処理等） 285千円/ha</p> <p>④森林資源利用タイプ：木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木等のための未利用資源の伐採・搬出・加工等 120千円/ha</p> <p>⑤森林機能強化タイプ 800円/m</p> <p>⑥教育・研修活動タイプ：森林環境教育、森林レクリエーション等 38千円/回（12回（456千円）を上限とする。）</p> <p>⑦資機材・施設整備 1/2以内</p> <p>※1活動組織あたり、合計で500万円/年以内</p>
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・放置竹林の整備を地域住民で行い、環境を保全すると共に地域の活性化を図った。 ・林業研究会が主体となり、地域の住民に協力を求め、荒れた海岸林（松原）を整備した。 ・NPO団体が学校林を活用して、生徒に森林環境教育を実施した。
スケジュール	4月28日までに計画書を高知県森と緑の会（高知県の地域協議会）に提出（以降、当該予算執行状況による）
事業の流れ	<pre> graph LR A[活動組織で計画を作成し、地域協議会へ提出] --> B[地域協議会が国へ交付申請] B --> C[国が交付決定] </pre>
H29予算額	
担当課室	林業環境政策課（Tel 088-821-4586）

※項目の削除は行わないでください。

※項目は必要に応じて適宜追加してください。

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	木の良さを体感することで木材及び森林に関する理解と関心を深めてもらうため、「木の文化県構想」に基づく「木に親しむ」及び「木を活かす」活動の一環として、県産材を積極的に利用して多くの県民が利用する公共的空間等の整備を実施する団体等に対し、森林環境税を活用し補助金を交付する。
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○公共的施設整備「以下(公共)という。」 PR効果の高い公共的施設における玄関、ロビー等の木質化・木製品の導入 ○学校関連環境整備「以下(学校)という。」 子どもが利用する施設における教室等の木質化・木製品の導入 ○屋外景観施設等整備「以下(屋外)という。」 観光地や市街地等のPR効果の高い屋外へ設置する木製施設
補助対象事業者の種類	<ul style="list-style-type: none"> ○公共:市町村、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等 ○学校:市町村、市町村教育委員会、社会福祉法人、学校法人、財団法人、その他許可外保育施設の設置者 ○屋外:市町村、団体、バス事業者等
補助率・補助額・補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 ア 公共:玄関、ロビーその他県民の目に触れる機会が多い公的空間の木質化及び当該木質化と一体となった木製品又は既に木質化された施設への木製品の導入経費 イ 学校:木製(県産材)の机、椅子、遊具等の導入経費及び生徒が利用する保育室、教室等の木質化に係る経費 ウ 屋外:木製のバス待合室、休憩所、案内版、防護柵等の導入経費 ・補助率 1/2以内。ただし、公共・学校の場合は補助金額25,000円以上の場合、屋外は補助金額50,000円以上の場合に限る。 ・限度額 一施設当たり400万円、一事業主当たりの事業種類別の限度額500万円
申請手続き・申請時期	<p>提出物:補助金交付申請書(2通)</p> <p>提出期限:平成29年5月末日を目途 (ただし、予算に達しない場合は追加で申請を受け付けます。)</p> <p>提出先:所轄する林業(振興)事務所</p>
その他留意事項	<p>詳しくは、木材産業振興課ホームページ「高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱」をご覧ください。 (http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030501/)</p>

問い合わせ先	林業振興・環境部 木材産業振興課 担当者名:川村・乃一 電話 088-821-4593 FAX 088-821-4594 メールアドレス 030501@ken.pref.kochi.lg.jp
--------	--

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成29年度豊かな環境づくり総合支援事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	「高知県環境基本計画第四次計画」を効果的に実行するため、県の環境政策と連携した取組を総合的に支援する。
補助対象事業の概要	<p>環境基本計画が目指す低炭素・循環型・自然共生の三つの社会づくりの方向性に沿った県内で行う取組であり、かつ、環境基本計画の対象となる次に掲げる6分野のいずれかに資すると認められるハード事業及びソフト事業とする。</p> <p>(1) 地球温暖化への対策 (2) 循環型社会への取組(3Rの推進等) (3) 自然環境を守る取組 (4) 環境ビジネスの振興 (5) 環境を守り育てる人材の育成 (6) 「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成29年3月策定)に掲げる目標に資する取組</p>
補助対象事業者の種類	<p>高知県内の次のいずれかに該当する団体</p> <p>(1) 公益社団法人又は公益財団法人 (2) 県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人 (3) 地球温暖化防止県民会議の会員(市町村を除く。以下「会員」という。)又は会員が代表構成員となる実行委員会が事業主体となり、高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業を行うもの (4) 地域の多様な主体から構成された協議会 (5) 非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体</p>
補助率・補助額・補助対象経費	<p>補助率:定額 補助額:1団体当たり10万円以上、50万円以下 補助対象経費:委託料、工事請負費、備品購入費、負担金補助金、事務費(※) ※事務費…報償費(講師謝金など)、旅費、需用費(消耗品費、印刷費など)、役務費(通信費など)、使用料及び賃借料(会場借上料など)等。賃金、事務所賃借料、光熱水費など団体の運営に要する経費や寄附金、食糧費等は対象外です。</p>
申請手続き・申請時期	<p>申請手続き:申請書類の提出による。 申請時期:平成29年5月1日から平成29年5月31日まで</p>
問い合わせ先	<p>林業振興・環境部環境共生課 担当者名 高橋</p> <p>電話 088-821-4863 FAX 088-821-4530 メールアドレス 030701@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

